

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合条例第 6 号

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>( 給与の減額 )</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、<u>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等又は年末年始の休日等</u>である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>( 給与の減額 )</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、<u>勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間等条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）</u>である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない</p>

2 [略]

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める場合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3・4 [略]

1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 [略]

(時間外勤務手当)

第16条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) [略]

2 育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3・4 [略]

5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第3条第1項、

第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

6 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

7 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項

( 休日勤務手当 )

第19条 勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日  
( 勤務時間等条例第10条第1項の規定に基づき代休日を指定  
されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した  
職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に  
よる休日等」という。) ( 勤務時間等条例第4条の規定に基  
づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあ  
つては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日  
が勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に  
当たるときは、規則で定める日 ) 及び勤務時間等条例第9条  
に規定する年末年始の休日 ( 勤務時間等条例第10条第1項の  
規定に基づき代休日を指定されて、当該休日に割り振られた  
勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わ  
る代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、  
正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正  
規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につ  
き、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の  
125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗  
じて得た額を休日勤務手当として支給する。

( 期末手当 )

第23条 [ 略 ]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合

に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100  
」とする。

( 休日勤務手当 )

第19条 祝日法による休日等 ( 勤務時間等条例第4条の規定に  
基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員に  
あつては、勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休  
日が勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日  
に当たるときは、規則で定める日 ) 及び年末年始の休日等  
において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員  
には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1  
時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に  
100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める  
割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

( 期末手当 )

第23条 [ 略 ]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合

においては100分の140、12月に支給する場合においては100分150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) [略]

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～6 [略]

においては100分の125、12月に支給する場合においては100分150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第24条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) [略]

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

附 則

1～6 [略]

7 平成22年4月から平成23年3月までの間における職員の給

料月額（北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北上地区消防組合条例第2号。以下この項において「平成18年改正給与条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員にあつては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額）は、第4条から第5条の2まで及び平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる額から、当該額に100分の3.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減額した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。